

亀岡商工会議所創立50周年記念事業 亀岡産業観光フェア出展（出店）要項

1 事業名称

亀岡商工会議所創立50周年記念亀岡産業観光フェア

2 キャップフレーズ

『亀岡再発見！産業観光フェア in 亀岡』

3 事業の目的

本事業は、令和5年10月1日に亀岡商工会議所創立50周年を迎えるにあたり、亀岡市内の企業が経験、知識、技術等を駆使して開発した新製品・新商品・新技術等を広く紹介し、企業の活発な商取引や技術交流を促進させていくとともに、亀岡の食産業を生かした亀岡牛ブランド及び亀岡野菜ブランド等の販売促進につながる販路開拓を強化し、地元ものづくり製品と食産業との企業間マッチングによる出展を通して亀岡ブランドの魅力向上と亀岡の産業観光情報を発信するため、当所創立50周年記念事業の一環として亀岡産業観光フェアを実施する。

4 開催日時 令和6年2月17日（土） 10:00～17:00
※開会セレモニー等

5 会場 ガレリアかめおか 2階 大広間（2部屋）・1階ロビーギャラリー
（亀岡市余部町宝久保1-1）

6 出展品 工業製品・伝統的工芸品・観光物産品（亀岡ブランド特産品）及び地域産業観光の発展を進める情報・技術等の展示・販売等
（陶器・木工・ガラス等創作製品・和洋菓子等食品創作商品・eスポーツEV自動車・ロボット・ドローン・自衛隊車両・警察車両・お茶席等）

7 出展内容 製品・技術・商品・サービス・特産物等の展示、販売、実演、体験等を含め、これらを利用した企業展示及び企業イメージのPR等

8 ブース内容
（小間）

ブース（小間）の種類	合計
(1) 館内展示ブース（2階大広間）	25ブース
A.（間口 3.6m×奥行 2.4m×高さ 1.8m）	8ブース
B.（間口 3.4m×奥行 2.4m×高さ 1.8m）	5ブース
C.（間口 2.4m×奥行 1.2m×高さ 1.8m）	12ブース
(2) 館内展示・販売等ブース（1階ロビーギャラリー）	18ブース
D.（間口 3.6m×奥行 1.2m×高さ 1.8m）	18ブース

9 出 展 料 ブース（小間）の出展料

（小間料）

(1) 館内展示ブース（2階大広間） 25ブース（当所会員事業所）

A（間口 3.6m×奥行 2.4m×高さ1.8m）・・・18,000円

B（間口 3.4m×奥行 2.4m×高さ1.8m）・・・17,000円

C（間口 2.4m×奥行 1.2m×高さ1.8m）・・・15,000円

(2) 館内展示・販売ブース（1階ロビーギャラリー） 18ブース

D（間口 3.6m×奥行 1.2m×高さ 1.8m）・・・18ブース

出展料（出店料） 18,000円（当所会員事業所）

（例：子供向け陶器作り（絵付け）・木工工作・ガラス器作り等）

※ 出展募集に当たっては、会社及び支店等が亀岡市内に所在があれば非会員も対象とします。

但し、出展料（出店料）は、25,000円とします。

※ 出展応募に当たっては、1社2ブース以上の申込みを受付ける。
2社以上が組んで、共同による1ブースの申込みを受付ける。

※ 出展料（出店料）には、事前周知案内チラシ（新聞折込み）に出展協賛企業名を印刷作成しPRする。

※ 案内チラシ（B4サイズ両面：1面・式典、講演会／2面・産業フェア）
上記、出展料（出店料）には、記念誌の企業広告ページの協賛1万円（1／6頁もの）が含まれており、記念誌の広告協賛枠に印刷しPRする。
但し、非会員の出展（出店）に際して、上記出展料（出店料）には、記念誌の広告協賛（印刷）は含まれておりませんのでご了承ください。

10 出展（出店）料に含まれる設備等

出展料は基本設備として1ブース（小間）につき、以下の設備が含まれます。

(1) 展示台 机1台（1.8m×45cm）、椅子 1脚

(2) 電源コンセント 1個（1,200W：2口）は、実行委員会で準備します。

〔出展者が独自に行うもの（委員会及び事務局との協議）についての費用は、各出展者の負担とします。〕

(3) 統一字体による出展企業名看板（後部パネル看板）作成します。

(4) 事前周知案内チラシ等に出展企業名を印刷作成しPRします。

(5) 記念誌の企業広告協賛ページに出展企業名を印刷する。

11 出展（出店）料に含まれない設備等

以下の設備が必要な場合は、別途負担（消費税込み）を出店者をお願いします。

(1) 机・イス（追加の場合）・・・机1台：110円 椅子1脚：55円

※ いずれも出展者からの持込み可能です。

- (2) スポットライト等の特別照明機器は、出展者でご準備をお願いします。
- (3) 統一字体の社名板以外で出展企業のPR用広報看板等は、出展者でご準備をお願いします。
- (4) その他出店者独自のPR用機器及び広報資材は、出展者でご準備をお願いします。

1 2 出展（出店）申込方法

出展を希望される方は、所定の出展（出店）申請申込書に必要事項をご記入のうえ、指定期日までに亀岡商工会議所事務局へ郵送またはメールもしくは、持参にてお申込みください。

なお、申込多数の場合は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

1 3 出展（出店）場所

出展場所の配置については、出展内容・出展者数、会場の構成等を考慮に入れ、実行委員会で決定いたします。

なお、飲食出店については、出店ブース数（7店舗：但し、キッチンカーは除く。）に制限がありますので、応募多数の場合は、実行委員会で調整のうえ決定させていただきます。また調整に際し応募多数の場合は、会員事業所（令和5年9月30日現在会員に加入していること。）を優先しますのでご了承ください。

1 4 販売（特に飲食物販売）出店

- (1) 飲食出店に当たっては、亀岡ブランドにつながる地元産の食材（亀岡牛・亀岡野菜等）を使用した料理等を提供してください。
- (2) 露店飲食店営業許可書を取得していること。食品衛生責任者資格を取得していること。食品営業賠償保険等に加入していること。
- (3) 飲食出店に当たっては、リユース食器を使用してください。リユース食器は、出店者より形状（皿1種類・カップ1種類）・数量を取りまとめて実行委員会で発注します。費用については、出店者のご負担でお願いいたします。
- (4) 館内販売出店等における火気の使用はできません。火気を使用される場合は、事前に亀岡商工会議所事務局までご相談ください。

1 5 順守事項

- (1) 出展者（出店者）または出展（出店）補助者または、自社並びに自社役員及び社員・関係者等が、暴力団及び暴力団員でないこと。
- (2) 市民等及び業者間等で紛争等を起こさないでください。
- (3) 市民等に不安感または、嫌悪感を与えるような服装をせず、また、そのような言動をとらないでください。
- (4) 法令に違反するものを出展（出店）しないことまた、販売しないでください。

- (5) 出展（出店）名義のまた貸し等をしないでください。
- (6) 出展（出店）が終わった後は、清掃等を行い、原状回復に努めてください。
- (7) 出展（出店）に必要な営業許可等は出展者（出店者）の責任で行ってください。
- (8) 実行委員会が決定した出展（出店）場所で展示・販売等を行ってください。
- (9) 展示台 机 1 台（1.8m×45cm）椅子 1 脚、電源コンセント 1 個（1,200W：2口）は、実行委員会で準備します。なお、別途追加看板、照明、備品設備持込みの場合は、出展者で準備し、出展者負担でお願いします。発電機の持込みは禁止します。また、館内販売出店等での火気は使用できません。
- (10) 産業観光フェアは、10：00～17：00を予定していますので、フェアの進行に支障がないよう速やかに搬入出及び車両の移動、準備、展示、販売等をお願いします。また、前日準備のための搬入は、16日（金）15：00～21：00までに、当日17日（土）の搬入・準備は、9：00～10：00〔出展（出店）開始時間内〕までに終了してください。当日（17日）の搬出時間は、19：00～22：00の間でお願いします。搬入出用車両 1 台の駐車は、地下駐車場をご利用ください。
- (11) その他、実行委員会の定める要項を順守してください。

1 6 出展申込先

亀岡商工会議所創立50周年記念事業実行委員会
亀岡産業観光フェア委員会事務局（亀岡商工会議所内）
〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1-1（ガレリアかめおか内）
TEL 0771-22-0053 FAX 0771-25-1200

1 7 出展申込締切

令和 5年12月 5日（火） 17：00まで